⑴　異工種建設工事共同企業体の構成　異工種建設工事共同企業体の構成については、次の条件を満たす、「橋梁上部工事を１社」と「橋梁下部工事を１社」で分担する２社の組み合わせとする。

①㋐　橋梁上部工事を担当する構成員は、中国地方整備局における平成27・28年度「プレストレスト・コンクリート工事」の一般競争参加資格の申請を行っていること。

また、開札の時点において、平成27・28年度「プレストコンクリート工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者については、手続き開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

㋑　橋梁下部工事を担当する構成員は、中国地方整備局における平成27・28年度「一般土木工事」の一般競争参加資格の申請を行っていること。

また、開札の時点において、平成27・28年度「一般土木工事」に係る「Ｃ等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者については、手続き開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

②　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑦　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑵　構成員の技術的要件等　異工種建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。

①　次に掲げる同種・類似工事の工事施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。）。

１）橋梁上部工事の施工を担当する構成員にあっては、平成11年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の㋐～㋓の全ての要件を満たす工事の施工実績を有すること。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。

㋒　最大支間長が45m以上であること。

㋓　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、上記㋐～㋓は同一工事であること。

２）橋梁下部工事の施工を担当する構成員にあっては平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす工事の施工実績を有すること。

・基礎形式が深礎杭の施工実績を有すること。

②　橋梁上部工事を担当する構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

橋梁下部工事を担当する構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　各構成員は、それぞれ、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。

ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

⑶　代表者要件　異工種建設工事共同企業体の代表者は、橋梁上部工事を担当する者とする。

⑷　異工種建設工事共同企業体の協定　異工種建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11年１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書(乙)」を準用するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体の取扱い

７⑴①の認定（７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体も５及び６により申請をすることができる。この場合において、異工種建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、７⑴①の認定を受けていない構成員が７⑴①の認定を受けることが必要である。なお、この場合において、７⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに７⑴①の認定を受けていないときは、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期限

異工種建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外のものにあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

異工種建設工事共同企業体の名称は、「長門俵山道路赤ノ谷橋ＰＣ上部工事○○・○○異工種建設工事共同企業体」とする。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 27 年 1 月 28 日

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
契約担当役理事　丸岡　政文

◎調達機関番号　617　◎所在地番号　12

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14、27

⑵　導入計画物品及び数量

①　３次元ＣＡＤ／ＣＡＭ・電子計算機システム（職業能力開発総合大学校）　一式

②　３次元ＣＡＤ／ＣＡＭ・電子計算機システム（北海道職業能力開発大学校）　一式

③　３次元ＣＡＤ／ＣＡＭ・電子計算機システム（関東職業能力開発大学校）　一式